

山口県報

平成23年
7月19日
(火曜日)

目次

○規則
山口県行政組織規則の一部を改正する規則(人事課).....

○告示

土地改良事業施行の同意(農村整備課)
保安林予定森林(岩国市)(森林整備課).....

○公告

平成二十三年度山口県補正予算の要領の公表(財政課)
基本測量の実施(監理課).....



山口県行政組織規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成二十三年七月十九日

山口県知事 二井 関成

山口県規則第三十六号

山口県行政組織規則の一部を改正する規則

山口県行政組織規則(昭和四十三年山口県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

目次中「第一目 県民局(第三十六条―第三十八条)

第二目 削除

を

「第一目 県民局(第三十六条―第三十八条)

第二目 スポーツ交流まちづくり拠点施設(第三十九条―第四十二条)」

に改める。

第九条第一項の表地域振興部の部地域政策課の項第五号中「県民局」の下に「スポーツ交流まちづくり拠点施設」を加える。

第三章第一節第三款第二目を次のように改める。

第二目 スポーツ交流まちづくり拠点施設

(名称及び位置)

第三十九条 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例(平成十七年山口県条例第四十九号)第一条の規定により設置されたスポーツ交流まちづくり拠点施設の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
山口県立おのだサッカー交流公園		山陽小野田市	
山口県立下関武道館		下関市	

(業務)

第四十条 スポーツ交流まちづくり拠点施設の業務は、次のとおりである。

一 スポーツ活動及び交流の機会の提供に関すること。

二 スポーツ活動に関する相談及び情報提供に関すること。

三 前二号に掲げるもののほか、個性豊かで活力に満ちたまちづくりを推進するために必要な業務に関すること。

(指定管理者による管理)

第四十一条 スポーツ交流まちづくり拠点施設の管理に関する事務のうち、次に掲げる事務は、指定管理者により行われる。

一 前条各号に掲げる業務に関すること。

二 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第四条第二項の規定により、同条第一項の使用日又は使用時間を変更すること。

三 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第五条の許可をすること。

四 山口県スポーツ交流まちづくり拠点施設条例第七条の規定により、施設の使用の許可を取り消し、又はその使用を拒むこと。

五 施設及び設備の維持管理に関すること。

第四十二条 削除

附則

この規則は、平成二十三年七月二十一日から施行する。



山口県告示第二百九十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第一項の規定により、市町が行う土地改良事業の施行について次のとおり同意した。

平成二十三年七月十九日

市町名	施行地区	事業の種類	同意年月日
下関市	堂瀬古地区	ため池の整備	平成二三、七、一一

山口県告示第三百号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十九条の規定により、農林水産大臣から保安林を次のように指定する予定である旨の通知があった。

平成二十三年七月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 保安林予定森林の所在場所
岩国市錦町宇佐郷字小足谷二五二、二五三、三二七の一、三二七の二、三二七の四、三二九の一、三二九の二、字大足谷二八九の一、二八九の二、字中原三一一、字瀬戸三一一、三一一、美川町四馬神字川向七三五から七三七まで、七三七の二、七三八の一、七三八の二、七三九、七四二の一、七四二の二、七四三、七四四、三〇二八、字野林七四六、三〇〇一、三〇〇五、三〇〇五の一、三〇〇六、字白ツメ三〇七〇、三〇七一、三〇七二の一、三〇七二の二、字白ツメノ口浦三〇七三の一、三〇七三の二、三〇七五、三〇七六の一、三〇七六の二、字米川こぶ三〇七七、三〇七八、字上みやけ三〇八一の一、三〇八一の二、字中やけ三〇八一、三〇八四から三〇八六まで、三〇八七の一、三〇八七の二、三〇八八、三〇八九、三〇九一、三〇九二の一、三〇九二の二、三〇九三、字水おち三〇九四、三〇九五、字白ツメかげ三〇九六、三〇九七、三〇九九、三一一〇、字石コロ玉三一一六
- 二 指定の目的

三 指定施業要件

- 土砂の流出の防備
- (一) 立木の伐採の方法
1 次の森林については、主伐は、択伐による。
岩国市錦町宇佐郷字大足谷二八九の一、二八九の二、字瀬戸三一一、三一一、三一一、美川町四馬神字川向七三七、七三七の二、七三八の二、字野林三〇二、三〇二、三〇二、五の一、三一一〇六（以上一〇筆について次の図に示す部分に限る。）
2 その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3 主伐として伐採をすることができる立木は、岩国市森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種
次のとおりとする。
(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を山口県農林水産部森林整備課及び岩国市産業振興部農林振興課に備え置いて縦覧に供する。)



(三三三) 平成二十三年度山口県補正予算の要領の公表

平成二十三年六月山口県議会定例会で議決された平成二十三年度山口県補正予算の要領は、次のとおりです。

平成二十三年七月十九日

山口県知事 二井 関成

平成23年度山口県一般会計補正予算（第1号）

平成23年度山口県一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

- (歳入歳出予算の補正)
第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ352,479千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ746,755,562千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。
- 第1表 歳入歳出予算補正 (単位 千円)

歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入	歳入
款	項	補正額	補正前の額	計	款	項	補正額	補正前の額	計
9 国庫支出金	2 国庫補助金 3 委託金	64,676 54,776 9,900	80,900,418 44,326,567 1,463,965	80,965,094 44,381,343 1,473,865	2 総務費	1 総務管理費 2 企画調整費 6 防災費	173,899 50,486 113,481	36,636,025 12,460,162 13,969,993	36,809,924 12,510,648 14,083,474
11 寄付金	1 寄付金	18,000	6,700,000	6,718,000	3 民生費	1 社会福祉費	6,533	91,007,469	91,014,002
12 繰入金	2 基金繰入金	30,737	66,453,310	66,484,047	4 衛生費	1 公衆衛生費 10 病院費	47,028 14,163	7,645,659 2,475,801	7,692,687 2,489,964
13 繰越金	1 繰越金	238,866	0	238,866	6 農林水産業費	2 畜産業費 5 水産業費	6,557 2,052	584,431 6,499,183	590,988 6,501,235
14 諸収入	6 雑収入	200	94,815,344	94,815,544	8 土木費	1 管理費 6 住宅費	8,975 1,000	115,509,855 9,027,180	115,518,830 9,028,180
歳入	合計	352,479	746,403,083	746,755,562	9 警察費	2 警察活動費	21,898	2,761,250	2,783,148
歳入	合計	352,479	746,403,083	746,755,562	10 教育費		71,374	151,060,631	151,132,005

歳出	合計	歳出	合計
1 教育総務費	61,887	15,844,867	15,906,754
7 特別支援学校費	2,660	11,842,116	11,844,776
11 学事費	6,827	9,554,098	9,560,925
合計	352,479	746,403,083	746,755,562

(三三三) 基本測量の実施

測量法(昭和二十四年法律第百八十八号)第十四条第一項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知がありました。

平成二十三年七月十九日

山口県知事 二井 関成

- 一 作業の種類
基本測量(基礎地図情報整備)
- 二 作業の地域
宇部市、萩市、下松市、長門市、美祿市、大島郡周防大島町、玖珂郡和木町及び熊毛郡田布施町
- 三 作業の期間
平成二十三年八月二十三日から平成二十四年三月三十一日まで

平成二十三年七月十九日
発行

発行
行人所

山口県
知事
庁